

# 株 主 各 位

証券コード 1400

平成21年 8 月 20 日

東京都新宿区西新宿七丁目22番36号

三井花桐ビル 4 階

ルーデン・ホールディングス株式会社

代表取締役社長 西 岡 孝

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年9月3日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成21年 9 月 4 日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都新宿区新宿六丁目14番 1 号  
新宿文化センター 小ホール  
(会場は本年開催の第 9 回定時株主総会と同じ会場ですので、  
末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 決議事項

- 第 1 号議案 取締役 1 名選任の件
- 第 2 号議案 監査役 1 名選任の件
- 第 3 号議案 定款一部変更の件
- 第 4 号議案 会社分割による持株会社体制への移行に関する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ruden.jp/>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役1名選任の件

当社の経営基盤を強化し、内部統制の充実をはかるため取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
丸山一郎 (昭和38年4月21日生)	平成4年3月 BMCソフトウェア株式会社入社 平成12年10月 ジョンソン&ウェスターフィールド法律事務所入所 平成15年10月 弁護士登録 丸山法律事務所入所 平成18年10月 東京中央総合法律事務所 パートナー弁護士として設立（現任） 平成19年5月 当社社外取締役就任 平成20年9月 BMCソフトウェア株式会社代表取締役就任 平成21年5月 当社社外取締役退任	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丸山一郎氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由  
丸山一郎氏は、平成19年5月より2年間社外取締役として当社において貢献していただきました。同氏は弁護士の資格を有し、法的な検証やコンプライアンスの推進機能を強化できるものと判断したためであります。
4. 社外取締役候補者丸山一郎氏につきましては、選任が承認されました場合、当社は丸山氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役梅田定男氏は、自己都合により本総会終結の時をもって辞任しますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
飯窪和城 (昭和21年9月4日生)	昭和47年4月 恵雅堂出版株式会社入社 昭和49年4月 株式会社グリーンライフ入社 昭和57年6月 株式会社成田ハイツリー入社 昭和61年12月 三菱住宅販売株式会社入社 昭和62年7月 菱信住宅販売株式会社入社 平成6年3月 有限会社アヴィニオン21設立代表 平成15年5月 栄福建設株式会社設立 取締役 平成19年5月 株式会社アライブ コミュニティ(現ルーデン・ホールディングス株式会社) 監査役就任 平成21年5月 当社監査役退任	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 飯窪和城氏は常勤監査役候補者であります。  
3. 監査役候補者とした理由

飯窪和城氏は、平成19年5月30日開催の第7回定時株主総会において、監査役に就任し、平成21年5月27日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって任期満了のため退任いたしました。後任の梅田定男氏が自己都合により辞任することになり、豊富な経験と当社へのこれまでの実績があり、当社の監査役として有益と判断したためであります。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 目的事項の変更

当事業の現状に即し、事業内容の明確化をはかるとともに、今後当社が事業として行う予定の無い目的事項の削除を行うものであります。

##### (2) 第17条の変更

適正な人員及び過剰な経費を将来的にも抑制するためであります。

##### (3) 第12、20、21条の変更

当社経営体制の強化をはかるためであります。

#### 2. 変更の内容

※下線部分は変更箇所を示しております

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
<u>1. 建築物の壁面・床面・ガラス面等へのコーティング工事、塗装工事、住宅リフォーム、土木工事、建築工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、電気工事、その他工事の請負、施工、監理、電気通信工事、電気工事、その他工事の請負、施工、監理</u>	<u>1. 住宅等の内壁・床・窓ガラス等の清掃、コーティング施工及び住宅</u>
<u>2. 建築物の設計、工事監理、調査、鑑定、営繕及び工事産廃物処理の請負</u>	(削 除)
<u>3. 建具・家財・什器・ユニットバス・キッチン・トイレ等の住宅設備機器、セキュリティ機器、介護器具、音響機器及びデジタル信号処理機器の製造、販売、卸及び輸出入</u>	(削 除)
<u>4. 不動産の売買、交換、賃貸及びその代理並びに仲介及びその管理</u>	(削 除)
<u>5. 清掃業</u>	(削 除)
<u>6. 建築士事務所の運営</u>	(削 除)
<u>7. ビルの総合管理</u>	(削 除)
<u>8. 人材派遣業</u>	<u>2.</u> (現行どおり)
<u>9. 物品のリース及びその代理</u>	<u>3.</u> リース及びその代理店
<u>10. 有価証券の保有及び運用</u>	<u>4.</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>11. <u>国内外の投資事業組合、匿名組合、任意組合財産の運用、管理</u></p> <p>12. <u>生命保険の募集に関する業務並びに損害保険の代理業</u></p> <p>13. <u>割賦販売幹旋業務及び割賦債権買取業務</u></p> <p>14. <u>売掛債権、手形の買取及びその総合管理並びにその融資及び保証業務</u></p> <p>15. <u>信用調査業務並びに集金、計算事務の代行業務</u></p> <p>16. <u>ゴルフ場、スポーツ施設及びリゾート施設の設計、施工、管理並びに運営</u></p> <p>17. <u>ゴルフ会員権及びスポーツ施設、リゾート施設等施設利用会員権の販売</u></p> <p>18. <u>旅行業</u></p> <p>19. <u>飲食及び喫茶販売業務</u></p> <p>20. <u>ホテル・結婚式場・飲食店等の経営及びその受託</u></p> <p>21. <u>食料品・食糧品・コーヒー紅茶類・清涼飲料水・酒類・有機及び無機化学製品・燃料・衣料品・日用品雑貨・化粧品・医療品・医療部外品・試薬等の販売及び輸出入</u></p> <p>22. <u>鉱物、粘土及び海泥の原料、製品の輸出入及び販売</u></p> <p>23. <u>新聞、雑誌、ラジオ、テレビその他の広告宣伝の代理業務</u></p> <p>24. <u>音楽・映画・演劇・演芸・講演の企画、製作及びその請負並びに興行</u></p> <p>25. <u>ラジオ・テレビ放映番組、コマーシャルフィルム、コマーシャルソング等、映像、音楽、音声、キャラクター及びその商品の企画、制作並びにその請負及び仲介</u></p> <p>26. <u>歌手・タレント・音楽家・スポーツ選手等の育成、マネージメント及びテレビ・ラジオ・劇場・映画等への供給並びに招聘</u></p>	<p>5. (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>8. <u>売掛債権、手形の買取及びその総合管理並びに融資保証業務</u> (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>9. <u>飲食業及び食料品の輸入、販売</u> (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>10. <u>広告宣伝の企画、製作並びに代理業</u></p> <p>11. <u>音楽、演劇、その他文化事業の企画・製作並びに出版事業</u> (削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>27. <u>著作権・著作隣接権、肖像権、興行権、レコード化権・商品化権の知的財産に係る経済活動に要する権利の取得、利用の開発、販売、使用許諾、賃貸及びその管理並びにこれらの仲介</u></p>	(削 除)
<p>28. <u>レコード原盤の企画及び制作</u></p>	(削 除)
<p>29. <u>レコーディングスタジオ、レッスンスタジオの運営</u></p>	(削 除)
<p>30. <u>書籍、楽譜等印刷物の出版及び販売</u></p>	(削 除)
<p>31. <u>情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u></p>	<p>12. <u>情報処理サービス及び情報提供サービス業</u></p>
<p>32. <u>情報処理システム及びコンピューターソフトウェアの開発、製造、販売、卸及び賃貸並びにプログラム設計技術者の派遣</u></p>	(削 除)
<p>33. <u>通信機器及びその周辺機器の製造、販売、卸、賃貸及びその導入指導</u></p>	(削 除)
<p>34. <u>前各号に関連するコンサルティング業務</u></p>	<p>13. (現行どおり)</p>
<p>35. <u>企業経営のコンサルティング業務</u></p>	<p>14. (現行どおり)</p>
<p>36. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>	<p>15. <u>上記各号に付帯する一切の業務</u></p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集権者及び議長)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p>
<p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第12条 株主総会は、<u>取締役会の決議に基づき</u>取締役社長又は<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>2 取締役社長又は<u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第17条 当会社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p>	<p>第17条 当会社の取締役は、<u>3名以上7名以内</u>とする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>
<p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、<u>取締役会長</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長又は<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長又は<u>取締役会長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

## 第4号議案 会社分割による持株会社体制への移行に関する件

### 1. 新設分割を行う理由

当社グループは当社と当社の子会社3社で構成されておりますが、このたび当社は、持株会社へ移行することといたしました。当社のコア事業でありますコーティング事業、リフォーム事業を「株式会社ルーデン・ライフサービス」へ承継させる新設分割を行うものであります。持株会社となる当社を収益戦略の立案機関として、当社グループ全体の経営資源を最適に配分する体制を整えることにより、市場環境に迅速に対応し更なる経営効率の向上を実現し、企業価値の増進を図ってまいります。

以上の趣旨をご理解いただき、本分割計画をご承認いただきますようお願い申し上げます。

### 2. 新設分割計画の内容の概要

#### 会社分割計画書

ルーデン・ホールディングス株式会社（以下「当会社」という）は、当社の事業の一部を、新たに設立する株式会社ルーデン・ライフサービス（以下「新会社」という）に承継させるために、会社分割（以下「本件分割」という）を行うこととし、次のとおり会社分割計画書（以下「本契約書」という）を定める。

#### 1 分割の方法

当会社は、トータルハウスケア事業部門を新会社に承継させるため、新設分割を行う。

#### 2 新会社の定款

新会社の定款は、別紙1「新会社の定款」記載のとおりとする。

#### 3 新会社が分割に際して発行する株式の種類、数並びに株式の割り当てに関する事項

新会社が分割に際し発行する株式の種類及び数は、普通株式1,600株とし、その全部を当会社に割当交付する。

4 新会社の資本金及び準備金

新会社の資本金の額は、金8,000万円、資本準備金、利益準備金、資本剰余金、利益剰余金及び分割交付金はいずれもゼロとする。

5 新会社が当会社から継承する権利義務、雇用契約その他の権利義務

新会社は、後記6に規定される分割期日をもって、当会社から、別紙2「承継権利義務明細書」記載のとおり承継する。

6 分割期日

本件分割の分割期日は、平成22年1月4日とする。但し、当会社は、分割手続進行上の必要性その他の事由により、これを変更することができる。

7 新会社の取締役、監査役

新会社の最初の取締役及び監査役は次のとおりとする。

取締役	佐々木	悟
取締役	梅田	定男
取締役	村上	圭一
監査役	飯窪	和城

8 競業禁止義務

当会社は、本件分割の効力発生後は本件事業と競合する事業を行うことが出来ない。

9 条件の変更

本契約書についての当会社株主総会の承認後、分割期日前日までの間に、天災地変その他の事由により、本件事業及び本件事業に属する財産に重大な変動が生じたときは、当会社は、本計画書を変更または本件分割を中止することができる。

10 規定外事項

本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当会社がこれを決定することができる。

以上

平成21年8月7日

東京都新宿区西新宿7丁目22番36号  
三井花桐ビル4階  
ルーデン・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 西岡 孝

別紙 1.

## 新会社の定款

### 第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ルーデン・ライフサービスと称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築物の壁面・床面・ガラス面等へのコーティング工事、塗装工事、住宅リフォーム、土木工事、建築工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、電気工事、その他工事の請負、施工、監理
2. 建設物の設計、工事監理、調査、鑑定、営繕及び工事産業廃棄物処理の請負
3. 建具・家財・什器・ユニットバス・キッチン・トイレ等の住宅設備機器、セキュリティ機器、介護器具、音響機器及びデジタル信号処理機器の製造、販売、卸及び輸出入
4. 不動産の売買、交換、賃貸及びその代理並びに仲介及びその監理
5. 清掃業
6. 建築士事務所の運営
7. ビルの総合管理
8. 人材派遣業
9. 物品のリース及びその代理業
10. 有価証券の保有及び運用
11. 国内外の投資事業組合、匿名組合、任意組合財産の運用、管理
12. 生命保険の募集に関する業務並びに損害保険の代理業
13. 割賦販売斡旋業務及び割賦債権買取業務
14. 売掛債権、手形の買取及びその総合管理並びにその融資及び保証業務
15. 飲食業及び食料品の輸入、販売
16. 公告宣伝の企画、製作並びに代理業
17. 芸術、文化事業の企画・製作並びに出版事業
18. 情報処理サービス及び情報提供サービス業
19. 前各号に関連するコンサルティング業務
20. 企業経営のコンサルティング業務
21. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載することとする。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株券の発行)

第8条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名捺印し、共同して請求しなければならない。

- 2 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第3章 株主総会

(基準日)

第13条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主総会決議事項)

第14条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第15条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会において、代表取締役社長が議長となる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

(選任の方法)

第23条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役員取締役)

第25条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 代表取締役のうち1名は代表取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

(取締役会の招集)

第26条 取締役会は代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役

(監査役の権限の範囲)

第31条 当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(員数)

第32条 当社の監査役は、1名以上3名以内とする。

(選任の方法)

第33条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第38条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 第7章 附則

(定款に定めのない事項)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(最初の取締役及び監査役)

第40条 当会社の最初の取締役及び監査役は次のとおりとする。

取締役	佐々木悟
取締役	梅田定男
取締役	村上圭一
監査役	飯窪和城

(最初の事業年度)

第41条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成22年12月31日までとする。

上記定款は、東京都新宿区西新宿七丁目22番36号 三井花桐ビル4階 ルーデン・ホールディングス株式会社を分割して本会社を設立するにつき作成したものであって、会社分割が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

## 承継権利義務明細書

## 1. 資産及び負債

## 承継貸借対照表

単位：円

資	産	負 債 ・ 純 資 産	
普 通 預 金	3,555,822	買 掛 金	13,085,921
売 掛 金	48,984,335	未 払 金	3,658,991
商 品	722,564	未払販売委託手数料	13,299,014
原 材 料	10,248,500	前 受 金	214,704
貯 蔵 品	570,977	仮 受 金	29,705
前 払 費 用	2,725,100	値 引 引 当 金	823,718
仮 払 金	1,426,071	アフターコスト引当金	691,353
未 収 入 金	41,591,464	(負 債 計)	( 31,803,406)
貸 倒 引 当 金	△ 3,773,505	資 本 金	80,000,000
車 輛 運 搬 具	1,696,002	(純 資 産 計)	( 80,000,000)
車 輛 運 搬 具 却 累 計 額	△ 424,338	負 債 ・ 純 資 産 合 計	111,803,406
工 具 器 具 備 品	8,976,116		
工 具 等 償 却 累 計 額	△ 8,074,222		
破 産 更 生 債 権 等	14,284,726		
敷 金 保 証 金	3,578,520		
貸倒引当金(長期)	△ 14,284,726		
資 産 計	111,803,406		

新会社は、当会社から、本件事業に属する資産並びに負債及びこれに付随する権利及び義務を承継するものとし、その明細は上記のとおりとする。

なお、対象資産負債の評価は、平成21年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新会社の成立日までの増減を加除した一切の資産負債及び権利義務を分割期日において、新会社に承継する。

## 承継する契約上の地位

- ① 本件分割の対象となる事業部門にかかる契約上の地位並びにこれらに付随する権利義務
- ② 本件分割の対象となる事業部門にかかる他社と締結したリース契約上の地位並びにこれらに付随する権利義務

## 2. 労働契約上の権利義務

本件分割の効力発生日において本件事業に従事する従業員との雇用契約の一切

## 3. 重疊的債務引き受け

当会社から新会社に承継される一切の債務について、当会社は新会社とともに重疊的に債務を引き受けることとする。

以 上

## 3. 会社法施行規則第205条に定める内容の概要

### (1) 対価の相当性に関する事項

#### ① 対価の総数に関する事項

当社は、コーティング事業、リフォーム事業を分割することで、当社を取り巻く環境変化に迅速に対応し、経営資源の集中と責任の明確化を図ることにより、当社グループ全体の効率的な運営と業容拡大、及びその成果としての企業価値の最大化を目指しております。従いまして、当社コーティング事業、リフォーム事業を分社するにあたってはその事業を新設する会社に承継させる新設分割の方法により行うこととし、新設される株式会社ルーデン・ライフサービスが発行する普通株式1,600株を全て分割会社である当社に割り当てます。当社といたしましては、以上の取扱いにつきましてその内容が相当であると判断しております。

#### ② 新設会社の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

新設される株式会社ルーデン・ライフサービスの資本金の額は、金8,000万円、資本準備金、利益準備金、その他資本剰余金、その他利益剰余金はいずれもゼロとする。当社といたしましては、以上の取扱いにつきましてその内容が相当であると判断しております。

当社は、本件新設分割により新設する株式会社ルーデン・ライフサービスの資本金及び準備金等の額の決定にあたって、事業の規模に相当する株主資本を内部留保するため、上記のとおり株式会社ルーデン・ライフサービスの資本金等の額を決定いたしました。

### (2) 当社における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区新宿六丁目14番1号  
新宿文化センター 小ホール



## 交通アクセス

- ・ JR 「新宿」 駅東口徒歩15分
- ・ 西武新宿線 「西武新宿」 駅徒歩15分
- ・ 東京メトロ副都心線 「新宿三丁目」 駅E 1 出口徒歩 7 分
- ・ 都営新宿線 「新宿三丁目」 駅C 7 出口徒歩 9 分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線 「新宿三丁目」 駅B 3 出口徒歩10分
- ・ 都営大江戸線・東京メトロ副都心線 「東新宿」 駅A 2 出口徒歩 7 分